

COVID-19 に感染の疑いがある場合の指針

PASONA N A, INC.

CALIFORNIA

Bay Area - San Jose

101 Metro Drive Suite 530,
San Jose, CA 95110

✉ bayarea@pasona.com

South Bay

21515 Hawthorne Blvd. Suite 1100
Torrance, CA 90503

✉ southbay@pasona.com

Orange County

18301 Von Karman Ave., Suite
450, Irvine, CA 92612

✉ orangeco@pasona.com

New York

340 Madison Avenue, Suite 12-B,
New York, NY 10173

✉ info@pasona.com

Atlanta

3525 Piedmont Road, Seven
Piedmont Center, Suite 420,
Atlanta, GA 30305

✉ atlanta@pasona.com

Texas

Houston

11200 Westheimer Rd, Suite 204,
Houston, TX 77042

✉ texas@pasona.com

Dallas

105 Decker Court, Suite LL100,
Irving, TX 75062 <Crestview

Tower

✉ texas@pasona.com

従業員に新型コロナウイルス感染の疑いがある場合、企業としての対応の推奨例をご紹介します。

1. 社員自身、又はご家族・同居人に新型コロナウイルスに当てはまる症状がみられる場合、社員に自宅待機し、他の人と隔離をするよう勧めます。業務内容が在宅勤務できる場合で、症状によって業務遂行ができる場合は在宅勤務をさせていただきます。症状、業務内容、家族や子供の看病が理由で在宅勤務ができない場合は、有給休暇の利用か、有給が余っていない場合は無給休暇を推奨します。

【COVID-19の症状はこちら】：

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/symptoms-testing/symptoms.html>

2. 感染の疑いのある社員は症状によって、健康保険プロバイダーが提供するオンラインや電話で症状のカウンセリングを受けてもらいます。症状によって緊急性を伴わない場合は、病院や医療機関に直接行くことはお勧めしません。CDCのウェブサイトでもオンライン診断 Chat Bot がありますので、症状によって病院や医療機関への問い合わせの可否判断をする際に使ってください。

【Chat Botによる診断とテストに関する情報はこちら】：

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/symptoms-testing/testing.html>

3. COVID-19のテストを受けられる医療機関やテスト自体の数が少ないため、従業員にテスト受診の義務付けはお勧めしません。外出による感染や拡散の可能性も高める恐れがあるため、上記1及び2を勧めましょう。

4. テストを受ける必要がある場合や治療を受ける必要がある場合、上記2の方法で医療機関の指示を受けてもらいます。テストセンターや医療機関は保険や地域(City・County)によって異なるため、オンラインでチェックしてください。

5. 容態の緊急変化のサインー以下の症状がある場合は、できるだけ早く医療機関での対応をもとめることをお勧めします。

- 呼吸が難しい
- 継続的な胸の痛みやプレッシャーを感じる
- 普段とは違う行動や問いかけに反応を示さない
- 顔色や口唇が青みかかった状態

【参照サイト】 <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/if-you-are-sick/steps-when-sick.html>

6. 症状による自宅待機解除のタイミングについては、CDC のガイドラインをもとに、各企業で Return to Work のタイミングを決めてください。Essential Business における CDC 暫定ガイダンス（4/4/20 時点）を日本語に訳したものを紹介します。

a. テストを受けない場合で自主隔離の場合：6-a-(i)から 6-a-(iii)をすべてを満たす場合

6-a-(i) 症状が発生し解熱剤などを使用していない状態で3日（72時間）経過している

6-a-(ii) 咳などの呼吸器症状が回復している

6-a-(iii) 少なくとも発症日から7日経過している

* テストを受けさせる必要があるかは、上記3を考慮した上で決定してください。

b. COVID-19 陽性患者の場合で自宅待機になっている場合：6-b-(i) から 6-b-(iii)をすべてを満たす場合

6-b-(i) 症状が発生し解熱剤などを使用していない状態で3日（72時間）経過している

6-b-(ii) 咳などの呼吸器症状が回復している

6-b-(iii) 陰性結果が少なくとも2回連続で出ていること（24時間以上感覚をあけて行われた指定された検体採取方法に則ること。詳しくはCDC サイトにある暫定ガイドラインを参照してください）

c. テスト結果が陽性だが症状がない COVID-19 患者の場合—最初の陽性結果となった COVID-19 テストの日付から、少なくとも7日が経過し、無症状のままであれば隔離を中止できます。隔離の中止後3日間は、他者との濃厚接触を制限し、マスクや布で鼻と口元をカバーした状態で、呼吸器分泌物の拡散の可能性を制限する必要があります。マスクの数が少なく入手が難しい状況ですので、カバーは医療用マスクやマスクには言及せず、布やハンカチ、バンダナなどで代用させてください。

【参照サイト】：

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/disposition-in-home-patients.html>

[Website](#) [Blog](#)



米国パソナのブログ「Catch」では、新型コロナウイルス関連情報を随時アップデートしています。

- ▶ 「米国労働省が新型コロナウイルス対策の新しい OSHA ポスターを公開」 など
- ▶ 「FFCRA の Temporary Rule と追加 Q&A20 問を発表」 など
- ▶ 「新型コロナウイルス対策大型経済対策（CARES Act）アップデート」 など
- ▶ 「USCIS 移民局のアップデート」 など
- ▶ 「USCIS：返信期限一時延長 / FY2021 の H1B 抽選が終了」 など
- ▶ 「米国新型コロナウイルス対策法の概要と解説」 など
- ▶ 「新型コロナウイルス休暇法アップデート」 など
- ▶ 日米ならびに米国内渡航規制について
- ▶ 米国新型コロナウイルス対策法案成立により企業が対応すべき休暇法について
- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大に際しての最新労務情報
- ▶ 在宅勤務制度導入に際しての留意ポイント

【米国パソナ】

ご相談は、弊社各担当、
もしくは下記までお気軽にご相談ください

Pasona N A, Inc.

<https://pasona.com/>

infonews@pasona.com

*本ガイドに掲載の情報は 4/8/2020 現在の情報です。

【免責事項】本ガイドならびにブログ、SNS に記載の情報正確性については万全を期しておりますが、ご利用者が当情報を用いて一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。本情報に起因してご利用者に生じた損害については責任を負いかねますのでご了承ください。

[Website](#) [Blog](#)

